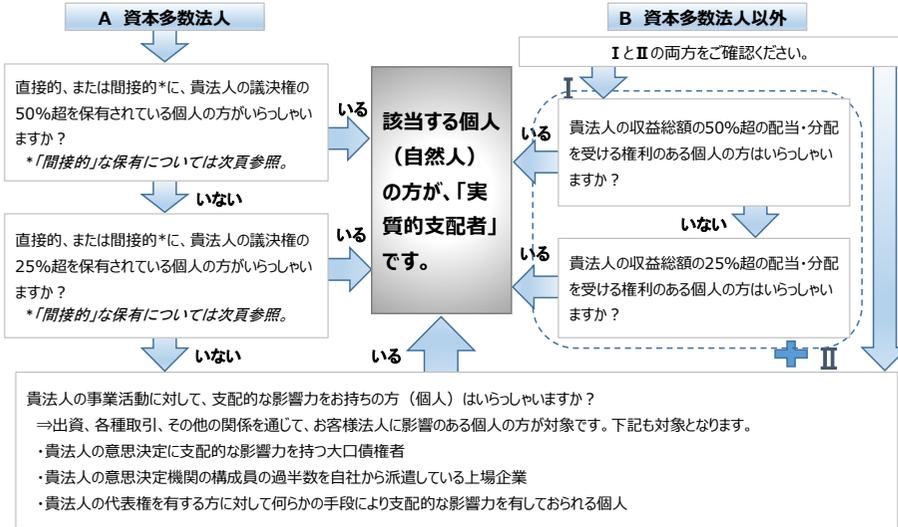


■『「実質的支配者」本人特定事項の申告書』各項目に関する説明（平成28年10月以降）

法人に対して影響を持つとみなされている、下記の個人（自然人）の方が「実質的支配者」です。
 （但し、ここでは、国・地方公共団体・上場企業・上場企業の子会社は個人とみなします。）

法人種類ごとの「実質的支配者」

区分	お客様の法人の種類	実質的支配者
資本多数決法人	株式会社、有限会社、投資法人、特定目的会社、その他・資本多数決の原則を採る法人	下図A 個人（自然人）の方
資本多数決法人以外	持分会社（合同会社・合名会社・合資会社）、一般社団、財団法人、学校法人、宗教法人、医療法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、その他・資本多数決の原則を採らない法人	下図B 個人（自然人）の方



貴法人を代表する権限を有している方、代表して業務を執行する方が「実質的支配者」に当てはまります。

例）代表取締役（株式会社）/代表社員（合同会社等）/代表理事（社団法人、学校法人等）/代表役員（宗教法人）/理事（社会福祉法人・特定非営利法人）

※病気による長期療養中などの事情により、実際に業務を執行しておられない方は対象外となります。

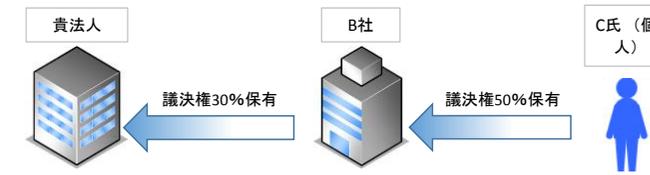
■「間接的」な議決権の保有とは

貴法人の議決権を、間接的なものも含めて、25%以上保有されることとなる個人の方は全て対象となります。
 ・貴法人に出資をしている会社等がある場合、その会社の議決権の50%超を保有されている方は、間接的に貴法人へ出資をされていることとなります。

【例1】 間接的に貴法人を議決権を保有しているC氏は、実質的支配者に該当します。



【例2】 C氏は、B社議決権の50%超を保有していないため、貴法人の実質的支配者ではありません。



【例3】 C氏は、貴法人の議決権を、直接的20%と、間接的10%の合計30%保有していることとなります。C氏は、貴法人の実質的支配者に該当します。

